様式第41号

公示第129 － 1 号

公　示　送　達　書

地方税法第20条の２第１項の規定により、次の書類を公示送達します。
なお、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、この書類の送達があったものとみなされます。
おって、あなたの書類は、盛岡広域振興局県税部において保管していますので、請求があれば、いつでも交付します。

令和8年6月29日

盛岡広域振興局長　　小野寺　宏和

書類の名称	送達を受けるべき者の氏名（名称）	摘要
納税義務消滅通知書	佐々木　一馬	